

収蔵の基本方針

三 好 義 昭

平成8(1996)年1月、学術審議会から出された「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について(報告)ー学術標本の収集、保存・活用体制の在り方についてー」は、大学の研究・教育活動の結果、蓄積されていく「学術標本」について述べ、それらを保存・活用する施設として「ユニバーシティ・ミュージアム」の必要性を説いた。同報告は、「学術標本」を「学術研究により収集・生成された『学術研究と高等教育に資する資源』」と定義し、大学における博物館・資料館等の資料収集のあり方に強い示唆を与えた。当資料館では、同報告を受け、資料館委員会および学術情報委員会の議を経て、この度「収蔵の基本方針」を策定し、今後、以下の「学術標本」および「本学の歴史に関わる資料」を収集することとした。

1. 「学術標本」(=研究・教育に資する資料、研究・教育に貢献した資料)

- 1-1 文化史資料
- 1-2 自然史資料
- 1-3 科学技術史資料

2. 本学の歴史に関わる資料

- 2-1 本学の歴史に関わる資料
- 2-2 本学に在籍した教官の研究・教育に関わる資料

資料館では次の段階として、基本方針の各項目について、「収蔵基準」を作成する作業に着手している。同時に平成11年12月8日付で「学術標本」・「本学の歴史に関わる資料」の保有・活用状況について全学調査を開始した。学内の方々にはお手数ながら御協力をお願いする次第である。

1. 学術標本について

上述の学術審議会報告の重要な点は、大学における資料館等のあり方として、従来の文化史資料偏重の傾向やいわゆる名品主義を払拭し、資料収集の受け皿を拡張した点にあると言える。

すなわち、論文報告等に記載されている等学術的な履歴が明らかであれば、見た目の美しさは問わない。

本学教官が研究上収集した貴重な資料(学術標本)は、関係部局で継承され退官後も保存されるのが適切である。しかしながら、諸般の事情で、継承・保存が困難となった資料(学術標本)を受託し、保存・再活用するための施設としての役割を担うのも当資料館の重要な責務であります。

2. 本学の歴史に関わる資料について

本学の歴史に関わる資料は、明らかに「学術標本」とは異なる性格をもつ。大学博物館ではなく、原文書・記念物品を扱う大学文書館的な資料である。大学文書館的な資料のうち、当資料館で収蔵の対象とするのは、記念物品、写真等の「もの」の資料である。具体的には、以下の「もの」となる。

- ① 校旗・看板・印章・プレート等
- ② 教官の研究教育に関わる資料(原稿・講義ノート・設計図・試作品等)
- ③ 刊行物(記念誌・機関誌等)
- ④ 実験機器類、備品
- ⑤ 視聴覚資料(写真・ビデオ・録音テープ等)
- ⑥ 学生団体の発行する新聞、雑誌、ピラ、アルバム等
- ⑦ 同窓会関係史料(同窓会報、同窓会名簿等)
- ⑧ 卒業生の卒業証書、アルバム、受講ノート等
- ⑨ その他

なお、「本学の歴史に関わる資料」のうち、前身校に由来するものは、記念物品というよりも歴史資料=学術標本とみなすことができる。

全学での資料の保有状況から、当資料館での収集計画がたてられるはずである。一方で、貴重な資料を受け入れて死蔵しないための資料館側の体制づくりが必要になろう。現段階では全学調査の回答待ちである。今回の調査結果から、資料館の近未来が見えてくることを願っている。(資料館長)